

通商産業省

平成09・08・22資第 23号

平成 9年 8月29日

ノイトリック株式会社

代表取締役 芝原 良治 殿

通商産業大臣 佐藤 信二



甲種電気用品の型式の認可について

平成 9年 8月22日付けをもって申請がありました上記の件については、
電気用品取締法第23条第1項の規定に基づき下記のとおり認可します。

記

1. 型式認可番号 第41-25475号
2. 甲種電気用品名 コードコネクターボディ
3. 型式の区分 別紙のとおり

通 商 産 業 省

別紙 型式の区分

要 素	区 分
定格電圧	125Vを超えるもの
定格電流	15Aを超え20A以下のもの
極の数（技術基準省令別表第四6（1）二（ホ）bに定める寸法に適合するものの場合に限る。）	アース極を含めて3のもの
接続の方式	その他のもの
主絶縁体の材料	合成樹脂のもの
外郭の材料	合成樹脂のもの
スイッチ	ないもの
電線と器体との一体成形（コンセントの場合を除く。）	ないもの
防水構造	非防水型のもの

通 商 産 業 省

平成09・09・09資第 36号

平成 9年 9月17日

ノイトリック株式会社

代表取締役 芝原 良治 殿

通商産業大臣 堀内 光雄

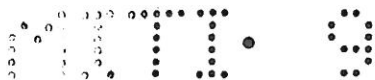


甲種電気用品の型式の認可について

平成 9年 9月 9日付けをもって申請がありました上記の件については、
電気用品取締法第23条第1項の規定に基づき下記のとおり認可します。

記

1. 型式認可番号 第41-25513号
2. 甲種電気用品名 さし込みプラグ
3. 型式の区分 別紙のとおり



通商産業省

別紙 型式の区分

要素	区分
定格電圧	125Vを超えるもの
定格電流	15Aを超え20A以下のもの
極の数（技術基準省令別表第四6（1）ニ（ホ）bに定める寸法に適合するものの場合に限る。）	アース極を含めて3のもの
刃の取付けの方式	その他のもの
主絶縁体の材料	合成樹脂のもの
外郭の材料	合成樹脂のもの
接続の方式	その他のもの
防水構造	非防水型のもの